

JIS

電線管用金属製ボックス及びボックスカバー

 JIS C 8340 :1999

(2005 確認)

平成 11 年 4 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づいて、日本工業標準調査会の審議を経て、通商産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、JIS C 8336-1991, JIS C 8359-1991は廃止、統合され、JIS C 8340-1991は改正され、この規格に置き換えられる。

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：昭和 28.3.8 改正：平成 11.4.20

官 報 公 示：平成 11.4.20

原案作成協力者：社団法人 電気設備学会，全国金属製電線管附属品工業組合

審 議 部 会：日本工業標準調査会 電気部会（部会長 小田 哲治）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部標準業務課 情報電気標準化推進室（☎100-8921 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3 - 1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

JIS 規格ご利用者各位

この規格票には、旧 JIS マーク表示制度による旧 JIS マーク(㊄)が付されており、これは、旧制度に基づき JIS マーク表示の対象として指定された品目であることを示していましたが、平成 20 年 10 月 1 日からは新 JIS マーク表示制度となり、指定品目制度は廃止されております。

平成 20 年 10 月 1 日

(財) 日本規格協会

日 本 工 業 規 格

JIS

電線管用金属製ボックス及びボックスカバー

C 8340 : 1999

正 誤 票

ペ ー ジ	位 置	誤	正
7	9.3 の b) の3～4行 目	…アンモニウム $[(\text{NH}_3)_2\text{S}_2\text{H}_4]$ の水溶液中に…	…アンモニウム $[(\text{NH}_4)_2\text{S}_2\text{O}_8]$ の水溶液中に…

備考1. この正誤票は、第1刷に対するものです。

2. この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部標準業務課 情報電気標準化推進室 [〒100-8921 東京都千代田区霞が関1丁目3-1 TEL 03-3501-1511(代表)] にご連絡ください。

2001.1 日本規格協会 発行



電線管用金属製ボックス及び ボックスカバー

C 8340 : 1999

Boxes and box covers for rigid metal conduits

1. 適用範囲 この規格は、JIS C 8305に規定する鋼製電線管に用いる金属製のボックス及びボックスカバー（以下、附属品という。）について規定する。

2. 引用規格 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版を適用する。

JIS A 1415 プラスチック建築材料の促進暴露試験方法

JIS B 0205 メートル並目ねじ

JIS C 8305 鋼製電線管

JIS K 8594 石油ベンジン（試薬）

JIS S 6006 鉛筆及び色鉛筆

JIS Z 1522 セロハン粘着テープ

3. 定義 この規格で用いる主な用語の定義は次による。

- a) **ねじ接続** ねじを施してある電線管に附属品を接続する方式。
- b) **ねじなし接続** ねじを施していない電線管に附属品を接続する方式。
- c) **ハブ** 丸形露出ボックス及び露出スイッチボックスの電線管を接続する部分。
- d) **ノックアウト** 鋼板製ボックスにおいて、電線管などに通すための孔を容易にかけられるように加工してある部分。
- e) **合成樹脂被覆** 附属品の表面に流動浸せき法、押出し成形法又はその他の方法によって合成樹脂の被覆を施したもの。
- f) **塗装** 粉体塗装、電着塗装及び亜鉛末クロム酸塗装の総称。
- g) **粉体塗装** 附属品の表面に、水及び溶剤を含まない合成樹脂系の粉末状の塗料を静電気又は熱によって付着させ、加熱硬化して塗膜を形成させる方式。
- h) **電着塗装** 附属品の表面に、水溶性塗料に直流電流を通じ、電気泳動によって塗料を付着させ、加熱硬化して塗膜を形成させる方式。
- i) **亜鉛末クロム酸塗装** 附属品の表面に、片状亜鉛末クロム酸含有塗料を付着させ加熱硬化して亜鉛末クロム酸塗膜を形成させる方式。

4. 種類 附属品の種類は、表1.1、表1.2及び表2のとおりとする。